

告 示

埼玉県告示第七百三十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年六月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人さやま協働ネット

三 代表者の氏名

毛塚 宏

四 主たる事務所の所在地

埼玉県狭山市狭山台一丁目二十一番地狭山元気プラザ内

五 定款に記載された目的

この法人の主な事業内容は、①狭山市が設立する市民大学の運営受託と、②市民と行政との協働によるまちづくりを支援する事業の推進、等である。それら事業の成果を援用しつつ、人のつながりを育みながらまちづくりを推進するというコミュニティデザインの考え方を基調に、市内の多様な主体の参画・協働をとおして、“住み心地の良い・活力ある狭山をめざしたまちづくり”を進めることで、公益の増進に寄与することを目的とする。